

令和4年事企法—37 新旧対照表

(二重傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
1 1 給実甲第220号(期末手当及び勤勉手当の支給について)の一部を次の表により改正する。		1 1 給実甲第220号(期末手当及び勤勉手当の支給について)の一部を次の表により改正する。	
改正後	改正前	改正後	改正前
(略)	(略)	(略)	(略)
41 各庁の長は、 <u>規則第13条第1項</u> の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、 <u>勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額</u> を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、 <u>第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員</u> のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これにより、これによ	41 各庁の長は、 <u>規則第13条第1項及び第13条の2第1項</u> の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、 <u>次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額</u> が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、 <u>第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員</u> のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これにより、これによ	41 各庁の長は、 <u>規則第13条第1項</u> の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、 <u>勤勉手当の額の総額が次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額</u> を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、 <u>第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員</u> のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これにより、これによ	41 各庁の長は、 <u>規則第13条第1項及び第13条の2第1項</u> の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、 <u>次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額</u> が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、 <u>第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員</u> のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これにより、これによ

ることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

二 次号に掲げる職員以外の職員

事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

二 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に1.00分の1.05を乗じて得た額の総額  
(1) (2)に掲げる職員以外の職員  
(2) 国家行政組織法第8条の2に規定

ることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

二 次号に掲げる職員以外の職員

事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

二 再任用職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に1.00分の1.00を乗じて得た額の総額  
(1) (2)に掲げる職員以外の職員  
(2) 国家行政組織法第8条の2に規定

	<p>する施設等  <u>機関及び同  法第 9 条に  規定する地  方支分部局  並びにこれ  らに相当す  る組織に勤  務する職員</u></p>		<p>する施設等  <u>機関及び同  法第 9 条に  規定する地  方支分部局  並びにこれ  らに相当す  る組織に勤  務する職員</u></p>
<p>二 <u>国家行政組織  法第 8 条の 2 に  規定する施設等  機関及び同法第  9 条に規定する  地方支分部局並  びにこれらに相  当する組織に勤  務する職員</u></p>	<p>二 <u>再任用職員  次に掲げる各庁  の長に所属する  給与法第 1 9 条  の 7 第 1 項の職  員の区分ごと  に、それぞれ当  該職員の勤勉手  当基礎額に <u>1 0  0 分の 5 7 . 5</u>  を乗じて得た額  の総額</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる  職員以外の  職員</u></p> <p>(2) <u>国家行政組  織法第 8 条  の 2 に規定  する施設等  機関及び同  法第 9 条に  規定する地  方支分部局  並びにこれ  らに相当す</u></p>	<p>二 <u>国家行政組織  法第 8 条の 2 に  規定する施設等  機関及び同法第  9 条に規定する  地方支分部局並  びにこれらに相  当する組織に勤  務する職員</u></p>	<p>二 <u>再任用職員  次に掲げる各庁  の長に所属する  給与法第 1 9 条  の 7 第 1 項の職  員の区分ごと  に、それぞれ当  該職員の勤勉手  当基礎額に <u>1 0  0 分の 5 2 . 5</u>  を乗じて得た額  の総額</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる  職員以外の  職員</u></p> <p>(2) <u>国家行政組  織法第 8 条  の 2 に規定  する施設等  機関及び同  法第 9 条に  規定する地  方支分部局  並びにこれ  らに相当す</u></p>

	<u>る組織に勤務する職員</u>		<u>る組織に勤務する職員</u>
--	-------------------	--	-------------------